

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、傘下の事業会社を監督・統括する持株会社として、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としております。当社は、コーポレート・ガバナンスの究極的な目的を長期的な企業価値の拡大であると捉え、その実現のためには、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、グループ役職員が共有すべき価値観を確立し、高い倫理観を醸成することが不可欠であると認識しています。こうした認識のもと、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任などを行い、実効性のあるコーポレート・ガバナンス制度の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2】

当社は、自社の株主における機関投資家・海外投資家比率、総会運営状況、費用対効果等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を注視しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用等や英文招集通知の発行も検討してまいります。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では現在、企業年金は運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

【補充原則4 - 10】

当社では独立した任意の諮問委員会までは組織していませんが、株主総会に上程される役員選任議案が審議される取締役会に先立ち、独立社外取締役に対して取締役候補者について説明し、指名・報酬等を含めた経営に携わる事案について意見交換を行っております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、一般管理部門各部はもちろんのこと、各事業部門の事業分野に精通し、国際経験が豊富な取締役と、リスクマネジメント、コンプライアンス、会社経営、法務実務の経験者からなる社外取締役（女性取締役1名を含む）で構成されています。当社の監査役会は、会社業務に精通した監査役1名および社外監査役1名と経理業務、会社法務の知見を有する社外監査役1名で構成されています。当社は、取締役会の実効性についての分析・評価については社外取締役より意見・助言をいただいておりますが、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、取締役会の実効性について役員評価シートを用いる等の手段による評価等の実施、および分析・評価結果の開示の方法等も含めて、検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、従来から取引先との関係強化を目的として、取引先の株式を保有しています。保有メリットのある株式については、事業拡大のため保有を継続する方針ですが、保有目的および保有に伴う便益やリスク、ならびに当該株式の取得原価および株価の状況等をふまえて、取締役会で毎年確認した上で、持株比率の縮減も含めて検討し、具体的な説明を行っていきます。なお、政策保有株式に係る議決権行使については、個々の株式に応じた総合的な判断が必要なため、基準を設けていません。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社においては、取締役及び取締役が実質的に支配する法人による競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、定期的に当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。主要株主との取引についても、所定の社内承認手続きに基づき、第三者の取引と同様に取引条件等の決定を行っております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 経営理念、経営戦略を当社ウェブサイト及び有価証券報告書にて開示しています。

() 当社は、業務執行の強化・迅速性・適正性と事業環境の変動に柔軟に対応するためにはコーポレートガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識しています。

今後は、更に株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、継続的な企業価値の向上を目指すため、本取組みに従って、コーポレー

トガバナンスの強化を図ってまいります。

() 当社の取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬及び業績連動報酬にわけて配分することを方針としています。基本報酬については、標準報酬額を基に、役位・職務等を勘案して算出し、社外取締役及び監査役に確認した上で決定しています。

() 当社の経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名については、個々の実績、経営者としてのバランス感覚、能力等を総合的に勘案し、決定しています。取締役及び監査役の指名にあたっては、当該議案が審議される取締役会に先立ち、独立社外取締役との間で意見交換を行ったうえで、代表取締役が取締役会で説明し、審議・承認を経たうえで進める方針です。

() 取締役・監査役の選任・指名についての説明は、株主総会参考書類に記載することを検討していきます。

【補充原則4 - 1】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。
また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法が定める社外役員の要件および東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準をもとに、独立役員届出書においてその独立性判断基準の概要を開示しています。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役の選任については、個々の実績、経営者としてのバランス感覚、能力等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とし、この方針に基づき選任しています。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役および監査役が役割・責務を適切に果たすうえで影響しうる重要な兼任状況を確認し、招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等において毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 14】

常勤取締役・監査役においては、会社法や当社業務に関連する法令等をテーマに行う役員勉強会に加え、今後重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、ガバナンス研修を継続的に行っていきます。

新任の取締役・監査役においては、当社の各事業・財務・組織等取締役・監査役としての責務や必要な知識の習得するための研修を行っています。

社外取締役・監査役においては、当社に迎えるに際し、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略・組織等について必要な情報習得をするための研修を行います。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営管理部内にIR担当部門を設けており、経営管理部担当役員をIR担当役員としています。

株主・投資家・アナリストとの対話については、合理的な範囲で前向きに対応することを心がけています。

個別面談のほかに定期的に決算説明会を年2回(半期ごと)開催しており、加えて証券会社等からの要望に応じてスモールミーティングやIRコンファレンス、電話会議等に参加しています。

また、投資判断に必要な情報については、東京証券取引所の適時開示ルールに則り、適時開示を行い、適時開示後速やかに当社ホームページに掲載いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
愛須 康之	1,835,200	32.25
日商エレクトロニクス株式会社	688,000	12.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	660,200	11.60
有限会社エーディーシー	493,800	8.68
セグエグループ従業員持株会	154,000	2.71
田中 健一郎	120,000	2.11
株式会社オービック	96,000	1.69
佐伯 知輝	50,400	0.89
情報技術開発株式会社	40,000	0.70
中村 時彦	40,000	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

有限会社エーディーシーは、代表取締役愛須康之の資産管理を目的とする会社であり、愛須康之が全議決権を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩永 浩幸	他の会社の出身者					○		○				
千本 倅生	他の会社の出身者											
樋口 明巳	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩永 浩幸		—	岩永氏は、当社が属する業界における多くの経験と見識を有しており、客観的観点から有用な助言を求めることができると判断したため、社外取締役として選任しております。
千本 倅生	○	—	千本氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する有用な提言・助言を求めることができると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

樋口 明巳	○	—	樋口氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当は必要に応じて監査の実施に必要な情報及び意見を交換する場を設けて、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須崎 宏一	他の会社の出身者													
中川 博史	公認会計士													

会社との関係についての選択項目														
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」														
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」														
a	上場会社又はその子会社の業務執行者													
b	上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与													
c	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役													
d	上場会社の親会社の監査役													
e	上場会社の兄弟会社の業務執行者													
f	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者													
g	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者													
h	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家													
i	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)													
j	上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)													
k	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)													
l	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)													
m	その他													

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

須崎 宏一	○	—	須崎氏は、当社が属する業界における多くの経験と見識を有しており、当社の経営意思決定の適性・妥当性の観点から監査を行うことができるかと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社グループの取引先の出身ですが、退職から5年が経過し、退職した後は独立して活動を行っているため、出身会社の意向に影響される立場にはないと考えております。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
中川 博史	○	—	中川氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂けるものと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社への業績向上への意欲や指揮を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社への業績向上への意欲や指揮を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上である者が存在していないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額内で、経営環境、役割、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては会議開催までに事前に説明資料等を送付し、議事の内容を検討できるようにしております。また、必要に応じて経営管理部が事前に説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社では創業以来、元代表取締役社長等である相談役や顧問を設置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会
当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、定時取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、持株会社の特性から子会社の重要な事項につきましても規程に基づき適宜意思決定、報告を受けております。

監査役会
当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)から構成されており、定時監査役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時監査役会を随時開催している他、取締役会に出席し必要に応じて発言しております。

内部監査室
代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設置しております。内部監査責任者は毎事業年度期初に代表取締役社長の承認を得た年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について、全部門及び子会社の主要な部門を対象に監査しております。

会計監査人
東陽監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定を行える体制と同時に、業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えております。また、当社の社外取締役3名及び社外監査役2名は、企業経営、組織運営、財務及び会計における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営陣から独立した立場で取締役会等に出席することで、当社の取締役の業務執行の把握に努めております。社外監査役を含む監査役会については、内部監査部門、会計監査人と連携し、取締役の職務の執行を厳正に監督することにより、経営の透明性向上と客観性の確保が可能であると判断しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に今後も引き続き取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、今後も引き続き多くの株主様が出席できるように配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を今後も引き続き開催してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を今後も引き続き定期的に開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、年次報告書、財務ハイライトなどIR資料を、今後も引き続き掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門内にIR担当を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることが事業拡大の最大の要因であると考え、事業活動を展開しております。著しく変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、我が国で深刻な「ITエンジニア不足」という社会問題と真剣に向き合い、今年度も引き続き、以下の施策に注力してまいります。 グループ会社のジェイシーテクノロジー社において、業界未経験者を積極的に採用し、豊富な教育ノウハウをもって、我が国に多くのITエンジニアを輩出します。 グループ会社のジェイズ・コミュニケーション社において、販売パートナー様やエンドユーザー様にエンジニアトレーニングの機会を随時提供し、我が国のITエンジニアのスキルの向上に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主に限らず、広く一般投資家に対して、投資判断の基礎となる会社情報を公平、均等、正確かつ迅速に提供することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、「当社グループは、IT技術を駆使して、価値を創造し、お客様とともに成長を続け、豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念を掲げています。

当社は、この基本理念のもと、グループ一体となって企業価値の向上及び透明性の高い効率的な経営を実現するため、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めます。これらの方針は、原則として当社グループに共通に適用するものとします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する行動指針(クレド)を定める。
- (2) 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、コンプライアンスに関する委員会及び委員(担当役員)を置く。委員のもと主管部署は、当社グループの取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
- (3) 事業部門及び子会社にはコンプライアンス委員会またはこれに準ずる組織もしくはコンプライアンス担当責任者を置き、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (4) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (5) 当社グループの事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報の運用に関する規程を定めるとともに、コンプライアンス相談窓口を設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- (6) 前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- (7) 内部監査部署は、当社グループの法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社グループ全体のリスク管理に関する規程を定め、リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (2) 事業活動に伴う各種のリスクについては、必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- (3) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- (4) 上記(2)、(3)のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- (5) 内部監査部署は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (3) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- (4) 内部監査部署は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社に報告する。
- (2) 子会社は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査役に報告する。
- (3) 1.(5)のコンプライアンス相談窓口への通報に関しては、原則全件リスク・コンプライアンス委員及び監査役に報告するものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力排除規程」等を制定し、反社会的勢力との関係を持たないことを定めるとともに、経営管理部を統括部署と定め、当社グループの反社会的勢力排除のための体制整備を行っております。

具体的な対応としては、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、新規取引先については取引開始前に、継続取引先については年1回定期的に調査を行っております。また、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める諸規則に則り、適時、適切かつ公正な開示を行うことを努めております。

1. 情報収集、開示判断等、会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報取扱責任者である取締役経営管理部長のもと、経営管理部において会社情報を一元的に管理しており、取締役会における報告、グループ各社からの報告等により、情報取扱責任者が会社情報を迅速かつ網羅的に把握できる体制となっております。情報取扱責任者は、監査法人等の外部専門家の助言を得て適時開示規則等に則り開示の要否を判断しております。開示書類の作成は、情報取扱責任者、財務経理グループ担当等が担当しておりますが、誤記載等の未然防止のため、情報取扱責任者及び財務経理グループによる相互チェックに加え、必要に応じて取締役会にて審議を行います。

2. 開示方法

東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(TDnet)」により開示を行います。併せて、報道機関等を通じての公表、当社ホームページへの掲載も行います。

3. インサイダー取引防止について

当社では、インサイダー取引を未然に防止するため、「内部者取引防止規程」に基づく株式売買等に係る管理・運用を行っているほか、子会社を含めた役員及び従業員へのコンプライアンスの徹底を継続的に行うため、インサイダー取引に関する各種研修を適宜実施しております。

